

指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業 重要事項説明書

1 訪問介護センター ケア・プロモーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護センター ケア・プロモーション
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護相当事業
所在地	青森県青森市中央3丁目8-16 シティパレス中央102
電話番号	017-718-7883
FAX番号	017-718-7884
介護保険事業所番号	0270104664
サービスを提供できる地域	青森市・蓬田村・外ヶ浜町

※ 上記地域以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談ください

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	ヘルパー2級	1名	名	あり	1名	介護従事者の管理・実施状況把握
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	名	なし	2名	利用調整・技術指導・訪問介護計画書等の作成
	実務者研修	名	名		名	
訪問介護員	介護福祉士	6名	名	なし	6名	訪問介護サービスの提供
	実務者研修	名	名		名	
	基礎研修	1名	名	なし	1名	
	初任者研修	名	名	なし	名	
	ヘルパー2級	2名	名	なし	2名	
勤務時間	午前8時30分～午後5時30分					

(3) サービスの提供日時・時間

日曜日～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
祝日	午前8時30分～午後5時30分
休業日	12/31-1/2
早朝・夜間・深夜	原則なし・ただし状況、その他諸条件により応相談

※ サービスの提供時間以外の緊急連絡先

- | | | | |
|----------|-----------|--------|---------------|
| ・ 緊急連絡先 | 管理者 | 安部 直裕 | 090-6222-4450 |
| | サービス提供責任者 | 櫻田 潤史 | 080-7135-1299 |
| | | 熊谷 美也子 | |
| ・ 担当者不在時 | 事業本部長 | 安部 直裕 | 090-6222-4450 |

2 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 本事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活全般にわたる援助を行ないます。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの質の向上に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事項	備考
ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はご相談ください
男性ヘルパー	男性ヘルパーを希望される場合はお申し出ください

(3) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(4) サービス提供までの流れと主な内容

ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

- ① 重要事項の説明及び契約の締結(契約開始)
- ② サービス提供責任者による状態の把握
- ③ サービス提供手順の作成
- ④ お客様の合意
- ⑤ 担当介護支援専門員との連絡調整
- ⑥ サービスの提供開始

(5) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了される場合は、サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人材不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その際は終了1ヶ月前までに文書等で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

ア お客様が介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

ウ お客様が亡くなられた場合

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書または電話で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

- ⑤ お客様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス提供従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

3 サービス内容

(1) 身体介護 利用者の身体に直接触れる介助及びその準備・後始末

- ・ 入浴介助 … 入浴の介助または入浴が困難な方は身体を拭く(清拭)などします
- ・ 排泄介助 … 排泄の介助、おむつ交換などを行います
- ・ 食事介助 … 食事の介助を行います
- ・ 体位変換 … 体の位置を変えたりします
- ・ 通院介助 … 通院の介助を行います
- ・ 着脱介助 … 衣類の着脱の介助を行います
- ・ 整容介助 … 整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います
- ・ 外出介助 … 身体状況により歩行見守りや車椅子介助を行い外出の手助けをします

(2) 生活援助 利用者の身体に直接触れない介助及びその準備・後始末

- ・ 調理 … 利用者の食事の用意や後始末を行います
- ・ 洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います
- ・ 掃除 … 利用者の居室の掃除を行います
- ・ 買い物 … 利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います
- ・ 会話 … 利用者との円滑なコミュニケーションを図ります

(3) 通院等乗降介助 要介護者の通院等のための乗車または降車の介助

- ・ 職員が運転する車両への乗車・降車の介助を行い、あわせて乗車前・乗車後の屋内外での移動等の介助、または、通院先・外出先での受診等の手続き・移動等の介助を行います。

(4) 介護予防サービス　　自立支援の観点から、利用者ができる限り家事等を行うことができるような支援

- ・ 排泄支援 … トイレ誘導、おむつ交換などを行います
- ・ 食事支援 … 噉下や水分補給等に注意しながら行います
- ・ 調理支援 … 利用者の食事の下ごしらえや配膳及び下膳を行います
- ・ 洗濯支援 … 利用者の衣類等の洗濯を行います
- ・ 掃除支援 … 利用者の居室の掃除を行います

(5) 留意事項

サービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等からの金品等の授受
- ③ 利用者もしくはご家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ④ ご家族に対するサービスの提供
- ⑤ その他利用者もしくはご家族等に行う迷惑行為

4 利用料金

(1) 訪問介護

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

また、下記の要件に当てはまる方は自己負担が2割または3割になります。

【2割負担対象】

- ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で年金収入+その他の合計所得金額が
単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上
- ・本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額の合計が単身世帯で
280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円未満

【3割負担対象】

- ・本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯
で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上

なお、すでに要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者の方は市町村より送付された「負担割合証」をご確認ください。

※基本

	サービス提供時間	利用者様負担分	利用料
身体介護	20分未満(ただし、緊急の場合で午後6時から午前8時の間)	163円	1630円
	20分以上30分未満	244円	2440円
	30分以上1時間未満	387円	3870円
	1時間以上	567円	5670円
	(30分増すごと)	82円加算	820円加算
生活援助	20分以上45分未満	179円	1790円
	45分以上	220円	2200円
身体・生活	20分以上45分未満	65円	650円
通院等乗降介助	日中	97円	970円

※加算

	利用者様負担分	利用料
初回加算(初回1ヶ月)	200円	2000円
緊急時訪問介護加算(1回)	100円	1000円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用料合計金額 (基本サービス費+各種加算)に22.4%を 乗じ、さらに90/100を乗じた額の10%	

- ・ 基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)帯・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。
- ・ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ・ やむを得ない場合で、かつご利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ・ 上記の内容は通院等乗降介助には適用されません。
- ・ 初回訪問月につき、サービス提供責任者自ら、または同行した場合には初回加算200円/月となります。
- ・ 本人または家族等の要請を受け、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携し、ケアマネージャーが必要と認めたとき、居宅サービス計画外での緊急のサービス(身体介護のみ)提供として緊急時訪問介護加算として100円/回が追加されます。

(2) 介護予防訪問介護相当事業

介護保険から給付サービスを利用する場合、自己負担は1割、2割又は3割となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※基本（月額）

	利用者様負担分	利用料
訪問型サービスⅠ (要支援1・要支援2対象) 週1回程度の利用が必要な場合	1176円	11760円
訪問型サービスⅡ (要支援1・要支援2対象) 週2回程度の利用が必要な場合	2349円	23490円
訪問型サービスⅢ (要支援2対象) 週2回をこえる利用が必要な場合	3727円	37270円

※加算

	利用者様負担分	利用料
初回加算(初回1ヶ月)	200円	2000円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用料合計金額 (基本サービス費+各種加算)に22.4%を 乗じ、さらに90/100を乗じた額の10%	

- ・ 初回訪問月につき、サービス提供責任者自ら、または同行した場合には初回加算200円/月となります。

(3) 交通費

交通費は無料です。

(4) その他の料金

ご利用者のお住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。

(5) キャンセル料

ご利用者様のご都合により急なキャンセルが生じた(サービスを中止する)場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、ご利用者様の病状の急変など緊急かつやむを得ない場合は不要です。

- ・ サービス予定日の前々日までに連絡があった場合は無料
- ・ サービス予定日の前日に連絡があった場合は一律400円
- ・ サービス予定日の前日までに連絡がなかった場合は一律800円

(6) お支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払いください。

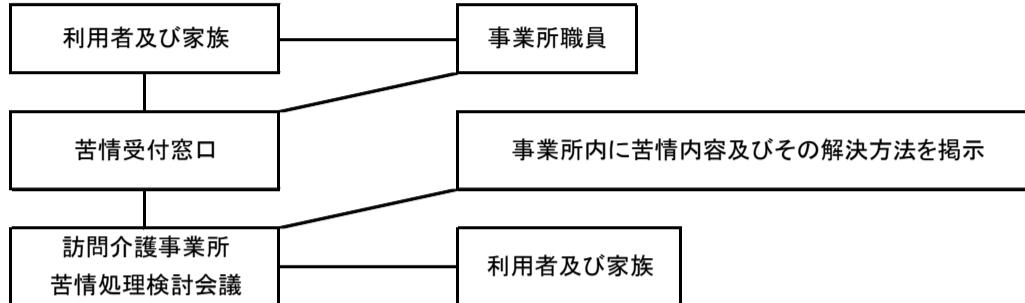
お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座引き落としの3つから選べます。

5 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者	櫻田 潤史	緊急時連絡先	080-7135-1299
電話	017-718-7883	FAX	017-718-7884
受付日時	原則休業日を除く 8:30-17:30 担当者不在の場合は転送電話にて受け付けいたします		
担当者不在時	事業本部長 安部直裕 電話090-6222-4450		

(2) 苦情処理体制



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 青森市福祉部介護保険課 017-734-5257
- ・ 青森県東津軽郡外ヶ浜町役場福祉課 0174-31-1212
- ・ 青森県東津軽郡蓬田村役場住民生活課 0174-27-2111
- ・ 青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1301
- ・ 福祉サービス相談センター(青森県運営適正化委員会) 017-731-3039

6 緊急時の対応方法

サービス提供中にご様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電 話	
ご家族	氏名			
	連絡先		電 話	

7 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスの提供により、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

※当事業所は(公財)介護労働安定センター介護事業者賠償責任補償制度に加入しております。

8 秘密の保持について

- ① 当該事業所の従業者及び従業者であった者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業所は、従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

9 個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

また、事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

10 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために「高齢者虐待防止委員会」の設置し隨時開催
- ② 虐待を防止するための指針の整備と従業者に対する研修の実施
- ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

11 感染症の予防及び瀰漫防止に関する事項

- ① 感染症の発生に備えて「業務継続計画(BCP)」を策定
- ② 感染症の予防、発生、再発防止のための「感染症予防対策委員会」の設置し隨時開催
- ③ 感染症を予防するための指針の整備と従業者に対する研修の実施
- ④ 衛生管理、介護ケアにかかる感染症予防対策及び体制の整備
- ⑤ その他感染症予防、発生、再発防止のために必要な措置

12 非常災害対策に関する事項

- ① 非常災害その他緊急の事態に備えて「業務継続計画(BCP)」を策定
- ② 「業務継続計画」の従業者への告知、研修、訓練の実施

本説明書は、利用者及び事業者双方が署名または記名押印のうえ2通作成し、各々1通保有することとします。

令和 年 月 日

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

サ ー ビ ス 利 用 者	住所 お名前 電話	住所 お名前 電話
---------------------------------	-------------------------	-------------------------

訪問介護サービスの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

説明者氏名:

事業者	〒030-0822 青森県青森市中央3丁目1番12号 グループハウスまどか内 株式会社ケア・プロモーション	(印)
事業者	〒030-0822 青森県青森市中央3丁目8番16号 シティパレス中央102 訪問介護センター ケア・プロモーション	
管理者名	安部 直裕	電話 017-718-7883 FAX 017-718-7884

以下、契約開始日の記入をもって本書面によるサービス契約が成立したものとします。

契約開始日	令和 年 月 日
-------	----------